

吉野広域行政組合
建設工事等入札執行要綱

吉野広域行政組合建設工事等入札執行要綱

(趣旨)

第1条 吉野広域行政組合において執行する建設工事、業務委託、役務の提供及び備品の購入（以下「工事等」という。）の入札については、別に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(入札通知)

第2条 管理者（以下「入札執行者」という。）は、一般競争入札においては、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他入札に必要な事項を入札公告及び入札説明書により公告しなければならない。

2 指名競争入札においては、入札参加業者（以下「入札者」という。）に入札通知書（様式1-1、様式1-2又は様式1-3）により入札を通知するものとする。

3 前項の通知をするときは、次の各号に掲げる見積期間を設けるものとする。ただし、この期間は、日曜日、土曜日、国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除いた期間とする。

(1) 1件の請負対象金額が5百万円未満の工事等については1日以上

(2) 1件の請負対象金額が5百万円以上5千万円未満の工事等については5日以上（ただし、やむを得ない事情があるときは、この期間を2日以上とすることができる。）

(3) 1件の請負対象金額が5千万円以上の工事等については7日以上（ただし、やむを得ない事情があるときは、この期間を4日以上とすることができる。）

(工事名等の事前公表)

第4条 入札執行者は、件名、番号、場所、入札予定価格、入札日時、入札場所を一般競争入札については入札公告において、指名競争入札については、前条第1項の規定による通知をした翌日から入札公表書（様式2）により、吉野広域行政組合の入札に係る施設において、入札日の前日までの間閲覧に供するものとする。ただし、建設工事及び業務委託以外の入札については、当該入札公表書の様式中、入札予定価格を削除することができる。

2 前項の入札公表書を閲覧しようとする者は、入札関係閲覧簿（様式3）に所要事項を記入しなければならない。

(仕様書の閲覧)

第5条 入札者の閲覧に供する仕様書（図書を含む。以下同じ。）の作成及び閲覧については次によるものとする。

- (1) 仕様書は、その工事等の設計単価、その他閲覧に供することを不適当とする事項を除き作成するものとする。
- (2) 最低制限価格を設定した入札については、仕様書等の閲覧とあわせてその旨を仕様書に明示するものとする。
- (3) 仕様書を閲覧しようとする者は、仕様書閲覧期間内に仕様書閲覧場所において、入札通知書等を提出し、閲覧できるものとする。閲覧を受付した者は、閲覧終了後、当該入札通知書等の閲覧印欄に押印し、閲覧者に返却するものとする。
- (4) 入札執行者は、必要と認められる場合には、仕様書の閲覧に代えて仕様書を貸し出すことができる。また、電磁的記録のダウンロード等により行うこともできるものとする。入札者は、仕様書の貸し出しを受けた場合は、入札執行時に当該仕様書を返却しなければならない。

(現場説明)

第6条 入札執行者は仕様書の閲覧を行うことにより現場説明を省略できるものとする。ただし、入札に付そうとする工事等の内容などにより入札執行者が必要であると認める場合には現場説明を行うものとする。

(予定価格及び最低制限価格)

第7条 入札執行者は、予定価格及び入札書比較価格（最低制限価格を設定する場合は、最低制限価格及び最低制限比較価格を含む。）を予定価格調書（様式4-1又は4-2）に自ら記入し、予定価格調書を厳封（最低制限価格を設定したときは、封筒の表にその旨を記載）の上、入札執行まで適切な方法により保管するものとする。

2 入札執行者は、1件の請負対象金額が5千万円以上のものについて、履行確保のため最低制限価格を設定することができる。ただし、5千万円未満のものであっても、入札執行者が必要と認めた場合は、最低制限価格を設定することができるものとする。

3 入札執行者は、本要綱第11条第2項の規定に特に留意することとする。

(契約保証金)

第8条 契約保証金については、吉野広域行政組合契約規則（平成22年3月吉野広域行政組合規則第1号。以下「規則」という。）第18条に定めるとおりとする。なお、入札執行者は、予定価格が3千万円以上の工事及び予定価格が1千万円以上の業務委託について、契約保証金を求めるものとする。

(入札室の整理)

第9条 入札執行者は、入札室内を入札に支障のないように整理しておくものとする。

(入札時間の厳守)

第10条 入札者は、入札の時間を厳守しなければならない。

(入札者の確認)

第11条 入札執行者は、入札執行に先立ち入札者の出席を確認するものとする。

2 入札者は原則として1業者1名とし、代理で入札をする者は委任状を提出しなければならない。

3 仕様書の閲覧が必要な入札にあっては、第5条第1項第3号に掲げる手続きを行っていない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(入札の執行宣言)

第12条 入札執行者は、入札者の確認をした後入札を執行する旨を宣言するものとする。なお、入札執行の順序を変更してはならない。

2 事前連絡の有無及び理由の如何を問わず、入札執行宣言後の出席確認に遅参した者は辞退したものとみなし入札に参加させないことを原則とする。なお、天災等により入札の執行に支障を来すと判断される場合は、入札時間を遅らせ、また、入札自体を延期することができる。

3 入札執行者は、入札書に記載された金額に当該金額の「100分の5」に相当する金額を加算した金額（1円未満端数切捨）をもって落札の金額とする旨を宣言するものとする。併せて、入札執行回数及び最低制限価格の設定の有無についても宣言するものとする。

(立入の禁止)

第13条 入札執行者は、入札執行宣言後においては入札室への立入を禁止するものとする。

(工事等の内容の明示)

第14条 入札執行者は、入札執行宣言後入札書の投函前に仕様書に記載の特記事項及び入札条件となる事項を明示するとともに、質問の有無を確かめ、入札の内容に疑義のないようにするものとする。

(入札についての注意事項)

第15条 入札執行者は、次の事項について注意するものとする。

(1) 入札に対して注意を促すため、入札者心得（様式5）を入札室に掲示しておく。

(2) 入札書の封印、封書の表の「入札書」「番号」及び「件名等」の記入を確認する。

(3) 番号、件名及び場所の誤脱があり確認できない場合は無効とする。

- (4) 入札者の氏名若しくは印影が不明瞭で確認できない場合は無効とする。
- (5) 入札者の記名押印のないものは無効とする。
- (6) 入札金額の訂正若しくは判読しがたいと認められるものは無効とする。
- (7) すでに投函した入札書の引き換え、変更又は取り消しはできない。

(入札書の投函)

第16条 入札者は、入札書を自ら投函しなければならない。また、建設工事及び業務委託については、内訳明細書（様式6）を同封しなければならない。

(開札)

第17条 入札執行者は、入札書の投函を確かめた後入札者の面前において、開札を行うものとする。

- 2 開札にあたっては開札事務従事者の内1名は入札者の氏名及び入札金額を読み、他の1名はこれを開札録に記入するものとする。次に交代して記入事項を再確認するものとする。

(落札者の決定)

第18条 入札執行者は、次により落札者を決定するものとする。

(1) 総合評価方式を採用する入札の場合

ア. 落札者の決定にあたっては、総合評価方式において算出される評価値（以下「評価値」という。）が最も高い入札を行った者を落札者となりうる者とし、入札を一時保留し、競争入札参加資格の確認を行ったうえで、落札者を決定するものとする。

イ. 落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の「100分の5」に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

ウ. 落札者が決定した場合は、落札者及び落札金額を入札者に対して知らせること。

(2) 総合評価方式を採用しない入札の場合

ア. 入札予定価格の事前公表を行わない入札においては、予定価格調書は、開札が終わるまで開封しないものとする。

イ. 落札者は、入札書比較価格以内（最低制限価格を設定した場合は、最低制限比較価格以上入札書比較価格以内）で最低の価格をもって入札した者とする。

ウ. 落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の「100分の5」に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

エ. 落札者が決定した場合は、落札者及び落札価格を入札者に発表し、入札の終了を宣言するものとする。

(くじによる落札者の決定)

第19条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、くじを辞退することは認めない。

(再度入札)

第20条 入札価格のすべてが、入札書比較価格を超えた場合は再度入札を執行する旨宣言し、引き続いて再度入札を行うものとする。

2 最低制限価格を設定した場合の再度入札資格者は、最低制限比較価格以上の価格で入札した者とする。この場合において、再度入札資格者が1名以下となった場合は、入札を打ち切るものとする。

(無効の入札をした者の処置)

第21条 無効の入札をした者は、再度入札をする資格がないものとする。

(入札執行回数及び入札の打ち切り)

第22条 入札執行回数は、建設工事及び業務委託については1回とし、その他の入札については2回を限度とする。

2 前項により落札者となるべき者がいないときは、入札の打ち切りを宣言するものとする。

(入札結果の公表)

第23条 入札執行者は、第18条の規定に基づき落札者を決定した場合には、入札結果公表書(様式7)により入札結果を契約締結日の翌日から当該年度の末日まで、吉野広域行政組合の入札に係る施設において閲覧に供するものとする。

2 入札結果の閲覧については、第4条第2項の規定を準用する。この場合において、第4条第2項の規定中「入札公表書」とあるのは「入札結果公表書」と読み替えるものとする。

(その他)

第24条 入札者が入札を辞退するときは、入札書の投函前に辞退届を提出しなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。